

さいたま市特別融資制度推進会議細則

第1条 規約第6条の各団体は、理事として下記の者を推薦するものとする。

- | | | |
|---|--------------------|-----------|
| 1 | さいたま市 | 経済局長 |
| 2 | さいたま市農業委員会 | 事務局長 |
| 3 | 株式会社埼玉りそな銀行 | さいたま営業部長 |
| 4 | 株式会社武蔵野銀行 | 融資企画部長 |
| 5 | 埼玉縣信用金庫 | 浦和支店支店長 |
| 6 | さいたま農業協同組合 | 金融部長 |
| 7 | 埼玉県さいたま農林振興センター | 所長 |
| 8 | 南彩農業協同組合 | 岩槻和土支店支店長 |
| 9 | 財団法人農林水産長期金融協会関東担当 | 利子助成管理主任 |

第2条 規約第10条の指導班は、下記の者をもって組織する。
ただし、会長が特に必要があると認めるときは、この限りではない。

- | | | |
|---|--------------------|-----------|
| 1 | さいたま市 | 農業政策課職員 |
| 2 | さいたま市農業委員会 | 農業振興課職員 |
| 3 | 株式会社埼玉りそな銀行 | 融資担当職員等 |
| 4 | 株式会社武蔵野銀行 | 〃 |
| 5 | 埼玉縣信用金庫 | 〃 |
| 6 | さいたま農業協同組合 | 〃 |
| 7 | 埼玉県さいたま農林振興センター | 技術普及担当職員等 |
| 8 | 南彩農業協同組合 | 融資担当職員等 |
| 9 | 財団法人農林水産長期金融協会関東担当 | 利子助成管理担当 |

附 則

- この細則は、平成16年5月6日から施行する。
この細則は、平成17年8月30日一部改正する。
この細則は、平成19年4月2日一部改正する。
この細則は、平成20年4月1日一部改正する。
この細則は、平成23年8月18日一部改正する。